

## ⑦ 税金の減額・免除（減免）、公共料金の割引等

## 税金

## 所得税・住民税・相続税の減免

種類	条件等		内容	窓口	
所得税	障害者控除	障害者	本人または同一生計配偶者、扶養親族が ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された場合 ・療育手帳に障害の程度が「B1」または「B2」と記載されている場合 ・身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 など	所得控除 27万円	税務署 (72ページ)
		特別障害者	本人または同一生計配偶者、扶養親族が ・精神保健指定医などにより重度の知的障害者と判定された場合 ・療育手帳に障害の程度が「A」と記載されている場合 ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている場合 ・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級または2級と記載されている場合 など	所得控除 40万円	
		同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、本人や配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居を常としている場合	所得控除 75万円	
	金融機関等で身体障害者手帳などの確認書類を提示し、手続きを行って預け入れる預貯金等については、利子が非課税となる制度があります。(郵便貯金、少額預金、少額公債)		非課税限度額＝ 元本 350万円 以内	各金融機関	
住民税	障害者控除	障害者	本人または同一生計配偶者・扶養親族が身体障害者手帳3級～6級、精神障害者保健福祉手帳2級～3級または中軽度の知的障害の場合、療育手帳障害程度B、等	所得控除 26万円	新長田合同庁舎 (70ページ) または 各区役所及び 北須磨支所設置 のテレビ電話  ※北須磨支所以外 の支所には ありません
		特別障害者	本人または同一生計配偶者・扶養親族が身体障害者手帳1級～2級、精神障害者保健福祉手帳1級または重度の知的障害の場合、療育手帳障害程度A、等	所得控除 30万円	
		同居の特別障害者の場合		所得控除 53万円	
	前年の合計所得金額が135万円以下の障害者		非課税		
前年の合計所得金額が135万円を超え145万円以下の障害者（上記「145万円」とあるのは、控除対象配偶者または扶養親族がある場合にはその控除額等（16歳未満の年少扶養親族については33万円、同居特別障害者については23万円）を加算）		5割軽減			

種 類	条 件 等	内 容	窓 口	
相続税	障害者	<p>相続人が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された場合</li> <li>・療育手帳に障害の程度が「B1」または「B2」と記載されている場合</li> <li>・身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (特別障害者に該当する場合を除く) など</li> </ul>	<p>税額控除 (85歳になるまでの年数×10万円) ※過去に障害者控除の適用を受けた方の控除額はこの算式により計算した金額と異なりますので、右記窓口にお尋ねください。</p>	税 務 署 (72ページ)
	特別障害者	<p>相続人が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健指定医などにより重度の知的障害者と判定された場合</li> <li>・療育手帳に障害の程度が「A」と記載されている場合</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている場合</li> <li>・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級または2級と記載されている場合 など</li> </ul>	<p>税額控除 (85歳になるまでの年数×20万円) ※過去に障害者控除の適用を受けた方の控除額はこの算式により計算した金額と異なりますので、右記窓口にお尋ねください。</p>	

## 個人事業税・自動車税等の減免

## 1. 障害者手帳をお持ちの方等に対する減免（身体障害者等減免）

種類	条件等	内容	窓口
個人事業税	重度の視覚障害者（失明または両眼の視力が0.06以下の者）が行うあんま、はり等の医業に類する事業	課税対象外	県税事務所 (73 ページ)
自動車税・軽自動車税	①本人または当該障害者と生計を一にする者が所有し、運転する自動車・軽自動車等 ②障害者のみで構成される世帯の者が所有し、本人を常時介護する者が継続して日常的に運転する自動車・軽自動車等 [注] ア. 障害者1人に対して1台に限ります。 イ. 使用目的がもっぱら障害者の方の移動のために使用する車両に限られます。	減免 (自動車税については、上限額を設けています)	自動車税→ 県税事務所 (73 ページ) 軽自動車税 (種別割)→ 電子・郵送申請 で受け付けてお ります。
	環境性能割	自動車税種別割の減免対象になる方が、自動車・軽自動車を取得する場合（車両登録時のみ申請可）	減免 (減免額に上限あり)

※減免対象者の範囲は、55 ページをご参照ください。

※自動車税種別割の減免額は、総排気量が1.5 リットルを超え2.0 リットル以下の乗用車に課する自動車税種別割額が上限額となります。

※自動車税・軽自動車税の環境性能割の減免額は、220 万円に当該自動車に課する自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率をかけて算出した金額が上限額となります。

※障害の程度等に応じて2分の1に減免となる場合があります。

(運転者・所有者・目的等で減免対象の自動車が異なりますので窓口にお問い合わせください。)

※申請に際し、必要書類等、事前に窓口にお問い合わせください。

## 2. 障害者手帳をお持ちの方等を送迎等するための特別な構造を持つ自動車に対する減免

障害者手帳をお持ちの方等を送迎等するための特別な構造を持った自動車は、申請により自動車税（種別割、環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）が減免等される場合があります。

## 【減免の対象となる自動車】

特種用途車で車体の形状が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」「患者輸送車」で  
もっぱら障害者手帳をお持ちの方等のために利用する自動車

## 【窓口】県税事務所（73 ページ）

## 3. 障害者手帳をお持ちの方等を送迎等するための軽自動車等に対する減免（福祉施設等減免）※電子申請可

社会福祉事業者等が所有し、障害者手帳をお持ちの方等を送迎等するための軽自動車等は、申請により自動車税（種別割）が減免される場合があります。

## 4. 障害者手帳をお持ちの方等のための特別な構造を持つ軽自動車に対する減免（構造上減免）※電子申請可

車両の構造が、もっぱら障害者手帳をお持ちの方等の利用のために製造された特別な仕様の軽自動車は、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

特殊用途車で車体の形状が「車いす移動車」「身体障害者等輸送車」「入浴車」のいずれかである車両が対象です。

## 〔電子申請（1・3・4共通）〕

軽自動車税（種別割）の各種減免申請は、自宅でお手軽に申請できます。

## 〔郵送先（1・3・4共通）〕

神戸市法人税務課 軽自動車税担当 あて

〒653-8762

長田区二葉町5丁目1-32 新長田合同庁舎2階

※必要書類や申請の詳細は右記二次元コードからご確認ください。



身体障害者等減免



福祉施設等・構造上減免

## 【自動車税、軽自動車税の種別割・環境性能割の減免対象者】

	障 害 の 程 度	
	障害者本人が所有し、かつ 自ら運転する場合	左記以外の場合
視覚障害	1～4級	
聴覚障害	2～4級	
平衡機能障害	3、5級	
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合のみ）	
身体障害者手帳の所持者 上肢不自由	1～6級	1～3級
下肢不自由	1～6級	
体幹不自由	1、2、3、5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障害	1～6級	1～3級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸または小腸の機能障害	1～6級	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1、3、4級	
肝臓機能障害	1～3級	
軽自動車税（種別割）については、身体障害者手帳所持者であれば等級は問いません		
療育手帳の所持者	※軽自動車税（種別割）のみ 重度（A）、中度（B1）	重度（A）、中度（B1） ※自ら運転する場合を除く
精神障害者保健福祉手帳の所持者	※軽自動車税（種別割）のみ 1級	1級 ※自ら運転する場合を除く

軽自動車税（種別割）の減免は、電子申請が可能です。くわしくは神戸市HP「軽自動車税」のページをご確認ください。

## 公共料金

## 公共料金の割引等

種 類	対 象	内 容	窓 口	備 考
NHK 放送 受信料の減免	世帯構成員の少なくとも1人が、障害者の手帳（身体障害者手帳、療育手帳（または判定書）、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかを持ち、世帯全員が市民税非課税の場合	全額免除	NHK ふれあいセンター 受付時間： 9：00～18：00 （土日祝日も受付） 電話 0570-077-077 FAX 045-522-3044	区福祉事務所長の 証明が必要
	視覚障害または聴覚障害のある方が世帯主で受信契約者の場合	半額免除		
	身体障害1・2級、知的障害A、精神障害1級の方が、世帯主で受信契約者の場合			

種 類	対 象	内 容	窓 口	備 考
NTT 電話番号案内料無料措置 (ふれあい担当)	視覚障害者1～6級、聴覚障害2級～4級・6級、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害3級～4級、肢体不自由者1・2級(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)の方、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、戦傷病者手帳 (視覚障害特別項症～第6項症、上肢不自由特別項症～第2項症、聴覚障害第2項症・第4項症、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害第1項症・第2項症・第4項項症)所持者	無 料	NTT 西日本ふれあい案内担当 受付時間： 9：00～17：00 (土日祝および年末年始を除く) 電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134 ・FAXの場合は、お客様のお名前、FAX番号を用紙に記載して送信して下さい。	所定の申込書に必要事項を記入のうえ、手帳のコピーと郵送 ※申込書はNTT西日本ふれあい案内担当にご請求ください ※事前登録が必要 ※ふれあい案内の利用については、NTT西日本およびNTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104をダイヤルした場合が対象

### 携帯電話等使用料等の割引サービス

会社により、使用料等の割引サービスがあります。対象となるサービスの内容等、詳しくは各社にお問い合わせください。

会 社 名	サービス名	対 象	問い合わせ先	備 考
NTT ドコモ	ハーティ割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患登録者証、特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を受けている方。	ドコモショップ、ドコモ携帯電話取扱店	※申し込み手続きが必要。 ※申し込み時に手帳原本を確認。 ※対象サービス等詳しくは、各社にお問い合わせください。
KDDI au	スマイルハート割引		au ショップ、au 取扱店	
ソフトバンク	ハートフレンド割引		ソフトバンクショップ、ソフトバンク携帯電話取扱店	

### 郵便物の割引制度 ㊦ 日本郵便株式会社 (74ページ)

種 類	対 象	内 容	備 考
点字郵便物等の無料扱い	点字郵便物 特定録音物等郵便物	無 料 (3kg まで)	— 特定施設の発受するものに限る
ゆうパックの減額対象	心身障がい者用ゆうメール (3kg まで)	半 額	重度の人が一定の図書館との間で発受するものに限る
	点字ゆうパック (30kg まで) 聴覚障がい者用ゆうパック (30kg まで)	サイズ制固定 運賃	— 対象者が特定施設との間で発受するものに限る
青い鳥はがき	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A判定(または1度・2度)	無 料	1人あたり20枚配布 ※毎年の受付期間は4月初旬～5月末

## 交 通 費

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（一部交通機関で対応）提示により各交通機関から運賃の割引を受けることができます。くわしくは、それぞれの交通機関にお確かめください。  
59～62 ページ（交通機関の利用支援）をあわせてご覧ください。

交通機関	対象者			内 容		割 引 率	
	身体	知的	精神	注) 小児とは6歳以上12歳未満		本 人	介 護 者
市営 地下鉄	大人1種			本人のみ	普通、回数、定期	50%	50%
				または 本人+介護者			
	大人2種			本人のみ	普通、回数、定期	50%	
市バス 普通区	小児1種 小児2種			本人のみ	普通、回数	50%	50%
				または 本人+介護者	定期	小児運賃と同じ	大人に限り50%
※手帳またはミライロIDの提示で割引。定期はそのほかに申込書の提出も必要。 ※小児定期乗車券は、割引の取扱いはしません。 ※大人地下鉄通学定期乗車券は大学生、中学生・高校生料金の50%引きになります。 ※市バスの普通区以外の路線では割引内容が異なります。利用前にお問い合わせください。							
ポート ライナー	大人1種 大人2種			本人+介護者	普通、回数	50%	50%
					定期	50%	50% (通勤定期に限る)
六甲 ライナー	小児1種 小児2種			本人+介護者	普通、回数	小児運賃の50%	50%
					定期	小児運賃と同じ	大人に限り50% (通勤定期に限る)
※手帳またはミライロIDの提示で割引。定期はそのほかに申込書提出も必要。 ※小児定期乗車券は、割引の取扱いはしません。							
JR *1) 私鉄各社	大人1種			本人のみ	普通 *4)	50%	
				本人+介護者	普通、回数、(急行)	50%	50%
	大人1級 大人1種	定期	*2) 50%		50% (通勤定期に限る)		
	大人2種			本人のみ	普通 *4)	50%	
	小児1種			本人のみ	普通 *4)	50%	
				本人+介護者	普通、回数、(急行)	50%	50%
小児2種			本人のみ	普通 *4)	50%		
小児2級 小児2種			本人+介護者	定期	小児運賃と同じ *3)	大人に限り50% (通勤定期に限る)	
*1) JR旅客運賃割引制度は、手帳に「旅客運賃減額第●種(『第一種』または『第二種』)」の記載がない場合ご利用いただけません。スタンプ押印希望の方は、お住まいの区の区役所・支所(裏表紙)に記載を申し出てください。 *2) 通学定期乗車券の場合は、大人通学(大学生)の50%割引となります。 *3) 小児定期乗車券は、割引の取扱いはしません。(介護者が小児の場合も同じ) *4) 片道100kmを超える場合に割引となります。購入前に、窓口でご確認ください。 会社によって割引内容が異なります。利用前に各社へお問い合わせください。							
タクシー	1種2種		会社により異なる	本人が乗車する場合			10%
	乗車の際に手帳提示。重度心身障害者タクシー利用助成(59ページ)と併用できる。						

7. 税金の減免・公共料金の割引等

交通機関	対象者			内 容 注) 小児とは6歳以上12歳未満	割引率		
	身体	知的	精神		本人	介護者	
民営バス	1種2種	会社により異なる	精神	普通、回数	50%	会社により異なる	
				定期	30%	会社により異なる	
手帳提示で割引・小児の場合は、小児運賃からさらに割引。介護者割引は、乗車証もしくは、手帳に介護者付の表示のあるものに限り適用。 会社によって割引内容が異なります。利用前に各社へ問い合わせください。							
六甲ケーブル	大人1種	大人1種		本人+介護者	50%	50%	
	大人2種	大人2種		本人のみ	50%		
窓口で手帳提示							
六甲有馬ロープウェイ 摩耶ロープウェイ 摩耶ケーブル	大人・小児			本人+介護者	50%	50%*	
	窓口で手帳提示(片道運賃から割引) *障害者1名につき、介護者1名 ただし、障害者の方が視覚と聴覚の重複障害者のときは通訳と介助者の2名までです。						
須磨浦ロープウェイ	1種			本人+介護者	50%	50%	
	窓口で手帳提示。 障害者単独での利用の場合は適用されません。						
フェリー・定期航路など	大人1種	会社により異なる	精神	本人のみ	50%		
				本人+介護者	50%	50%	
	大人2種		本人のみ	50%			
会社によって割引対象・割引内容が異なります。利用前に各社へ問い合わせください。							
神戸-関空ベイ・シャトル	大人・小児			本人+介護者			
	窓口で手帳提示 大人 ¥950、小児 ¥480 ※障害者1名につき、介護者1名に障害者割引運賃(大人・小児)を適用します。						
航空運賃(国内)	会社により異なる			事業者によって割引内容が異なります。 利用前に各社へ問い合わせください。			
有料道路通行料	右記参照			交 身体障害者手帳の交付を受けている方	50%		
				護 身体障害者手帳(第1種)、療育手帳(第1種)の交付を受けている方が乗車している場合	50%		
割引を受けるためには、事前申請が必要です。 申請に必要なものは、 窓口での手続きについては、阪神高速道路株式会社の障害者割引サイト [ <a href="https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/ryoukin/waribiki/shyogaisya.html#chapter3">https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/ryoukin/waribiki/shyogaisya.html#chapter3</a> ] オンラインでの手続きについては、オンライン申請サイト [ <a href="https://www.expressway-discount.jp/">https://www.expressway-discount.jp/</a> ] にてご確認ください。							
[問い合わせ先] 阪神高速道路(株) 阪神高速お客さまセンター				電話 06-6576-1484			
				 障害者割引サイト		 オンライン申請サイト	